

# ○実践女子学園知的財産等に関する規程

(平成 24 年 1 月 11 日制定)

改正 平成 27 年 3 月 19 日改正 平成 29 年 3 月 25 日改正

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、実践女子学園（以下「学園」という。）の教職員等が行った発明等知的財産の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、その発明者としての権利を保障するとともに、知的財産権の適正な管理を実現することにより、学術研究成果の社会的活用を図り、もって学術研究の振興に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 本規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

(1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許権の対象となるものについては、発明

イ 実用新案権の対象となるものについては、考案

ウ 意匠権、回路配置利用権およびプログラム等の著作権の対象となるものについては、創作

エ 品種登録にかかわる権利の対象となるものについては、育成

オ ノウハウを対象とするものについては、案出

(2) 「職務発明等」とは、学園の教職員等として、学外から獲得した研究資金若しくは学園の予算を使用し、又は学園からの支援を受け若しくは学園の設備施設などを利用してなされた成果であると、学園が認定した発明等をいう。

(3) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権及び種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利及び種苗法第 3 条第 1 項に規定する品種登録を受ける権利

ウ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 10 号の 2 のプログラム著作物及び同号の 3 のデータベースの著作物に係る著作権法第 21 条から第 28 条に規定する著作権

エ ア、イ又はウに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、発明者が所属する学校、学科、研究科及び研究所等の長等（以下「所属機関長等」という。）が特に指定する権利（ノウハウ等を指す。）

オ 外国におけるアからエに掲げる権利に相当する権利

(4) 「発明者」とは、職務発明等をした教職員等をいう。

(5) 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 学園の専任教職員

イ 学園との間で研究等の成果である発明等について契約を交わしている研究員、臨時職員（派遣職員を含む。）、及び学生

ウ その他任用に当たって職務発明等につき契約がなされている者

(権利の帰属)

第3条 職務発明等に係る知的財産権は、学園がこれを承継する。ただし、第5条第1項又は第4項の規定により職務発明等に該当しないと決定したとき、又は同条第2項又は第4項の規定によりその知的財産権を学園が承継しないものと決定したときは、この限りでない。

2 教職員等が第三者と共同して職務発明等を行ったときは、当該教職員等が有する当該職務発明等に係る知的財産権の共有持分を学園が承継する。ただし、第5条第1項又は第4項の規定により職務発明等に該当しないと決定したとき、又は同条第2項又は第4項の規定によりその知的財産権を学園が承継しないものと決定したときは、この限りでない。

## 第2章 届出及び帰属の決定

(届出および受理)

第4条 教職員等は、発明等を行ったときは、別記様式1によって、速やかに学園に届けるものとする。

2 学園は、前項の届出があったときは、速やかに当該教職員等及び所属長等に当該届出を受理した旨を通知しなければならない。

3 教職員等は、知的財産権を外国で取得することを希望するときは、別記様式2にその旨記載するものとする。

(発明等の審議)

第5条 学園は、前条の規定による届出があったときは、第12条に規定する発明審査委員会に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき職務発明等に該当するかどうかを決定する。

2 学園は、前項の規定により、当該届出に係る発明等が職務発明等に該当すると決定したときは、当該職務発明等に係る知的財産権を学園が承継するかどうかを決定する。

- 3 学園は、前2項の決定をしたときは、当該発明者及び所属長等に通知しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、緊急の必要があるときは、学長又は常務理事（以下「研究推進担当者」という。）が、職務発明等に該当するか、及び職務発明等に係る知的財産権を学園が承継するかどうかの決定をすることができる。
- 5 前項の場合においては、研究推進担当者は、事後に学園の承認を得なければならない。この場合において、事後の学園の承認を得られないときは、研究推進担当者は当該決定を直ちに取り消さなければならない。
- 6 研究推進担当者は、第4項の決定をしたときは、当該発明者及び所属長等に通知しなければならない。前項の規定により当該決定を取り消した場合についても同様とする。

（権利譲渡書の提出）

第6条 前条第2項若しくは第4項又は第8条第1項の規定により、発明等を学園が承継すると決定したときは、その発明者は別記様式3による権利譲渡書を学園に提出しなければならない。

（異議の申立て）

第7条 発明等を届け出た教職員等は、第5条第1項若しくは第2項による学園の決定、同条第4項の研究推進担当者の決定又は同条第5項による決定の取り消しに不服があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学園に対し、異議を申し立てることができる。

- 2 学園は、異議の申立てがあったときは、異議を申し立てた教職員等及び発明審査委員会の意見を徴したうえで、異議申立ての当否を決定する。
- 3 学園は、前項の決定をその理由を付して、異議を申し立てた教職員等及び所属長等に通知する。
- 4 異議の申立てを行った教職員等は、第2項の決定に対し、再度異議の申立てを行うことはできない。

（知的財産権の任意譲渡）

第8条 教職員等からの届出による発明等につき学園が職務発明等に該当しないと決定した場合に、発明者からその発明等に係る知的財産権を学園に譲渡する申し出があったときは、学園は、発明審査委員会の意見を徴したうえで、当該知的財産権を承継するかどうかを決定する。

- 2 前項に定める規定にかかわらず、緊急の必要があるときは、研究推進担当者が、発明等に係る知的財産権を承継するかどうかを決定することができる。
- 3 前2項の規定により学園が発明等に係る知的財産権を学園が承継した場合における本規程の適用については、当該発明等を職務発明等とみなして扱うものとする。

4 第5条第3項、第5項及び第6項の規定は、本条第2項の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、同条第5項中「前項」とあるのは「第2項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「第2項」と、「前項」とあるのは「第8条第4項の規定により準用する第5条第5項」と読み替えるものとする。

(知的財産権の第三者への譲渡の制限)

第9条 教職員等は、第5条第1項若しくは第2項又は第4項の決定を受けるまでは、その発明等に係る知的財産権を第三者に譲渡等してはならない。ただし、第7条第1項の規定により異議申立てをした場合は、同条第2項の決定を受けるまで、第8条第1項の規定により発明等に係る知的財産権の譲渡の申し出をした場合は、同項又は同条第2項の決定を受けるまで、その発明等に係る知的財産権を第三者に譲渡してはならない。

### 第3章 共同発明等

(教職員等による共同発明等)

第10条 教職員等が共同で発明等を行った場合において、第4条第1項の届出、第6条の譲渡書の提出及び第7条第1項の異議の申立てを行うときは、代表発明者（発明等を行うに当たり、最も中心的な役割を果たした発明者をいう。）の所属長を経由して、発明者全員の連名で行うものとする。

(学園以外の者との共同発明等)

第11条 学園は、教職員等が学園以外の者と共同で職務発明等を行った場合において、その発明等に係る知的財産権が学園と学園以外の者との共有になり、共同で当該知的財産権に係る出願又は登録（以下「出願等」という。）を行うときは、学園以外の者と共同出願等に関する契約を締結するものとする。

### 第4章 発明審査委員会

(発明審査委員会の設置)

第12条 学園は、職務発明等に関する事項を審議するため、発明審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の職務)

第13条 委員会は、次の事項を審議し、その結果を学園に答申する。

(1) 第4条第1項の規定する届出による発明等が、職務発明等に該当するか否かの審査

(2) 当該職務発明等の技術的評価

(3) 特許等を出願し得る要件を具備しているか否かの審査

(4) 当該発明等を学園が承継するか否かの審査（当該教職員等が外国出願を希望しているときは、その外国に係る知的財産権について承継するか否かを含む。）

(5) 第7条第1項の規定する異議申立てに関する意見の具申

(6) 第18条第3項の規定する権利維持の放棄の審査

(7) 学園の発明等に係る侵害、係争又は訴訟等が生じた場合の対応

2 委員会は、必要に応じ、関係教職員等から意見を聴することができる。

(委員会の構成)

第14条 委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 理事長が指名する理事 1人

(2) 委員会の委員長が指名する者 若干人

2 委員会の委員長は、前項第1号に規定する委員をもって充てる。

3 第1項第2号の委員は、学内者または学外者から委員長の指名に基づき学園が委嘱する。

4 第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合に、後任の委員は前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第15条 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数による。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員が当該発明等の発明者であるときは、当該委員は、当該発明等に関する審議に加わることができず、かつ、その数は委員総数に算入しない。

(持回り審議)

第16条 第13条第1項各号に規定する事項の審議を行う場合において、委員会の適時開催ができないときは、委員長の判断により委員会の開催を略し、審議事項を明記した文書を各委員に送付することによって、持回り審議を行うことができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の持回り審議について準用する。この場合において、「出席委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

## 第5章 出願等及び権利維持

(出願等)

第17条 学園は、職務発明等に係る知的財産権を承継すると決定したときは、当該知的財産権に係る出願等を行う。

2 前項の出願等に要する費用は原則として学園が負担し、出願等の手続に関する事務は学園が行う。

3 前2項の規定にかかわらず、学園以外の者との共同発明等に係る出願等については、第11条の規定に基づき締結された契約に従うものとする。

4 発明者は、学園から出願等に関する諸手続について協力を要請されたときは、これに応じなければならない。

(権利維持)

第 18 条 学園が承継した職務発明等について、前条第 1 項の規定による出願等に基づいて知的財産権が成立した場合は、その権利維持に要する費用は原則として学園がこれを負担するものとし、権利維持に関する事務は学園が行う。

2 前項の規定にかかわらず、学園以外の者との共同発明等の権利維持に関する費用及び事務については、第 11 条の規定に基づき締結された契約に従うものとする。

3 学園は、承継した職務発明等に係る知的財産権について、あらかじめ発明者の意見を聞き、第 12 条の委員会の審議を経て、これを放棄することができる。

#### 第 6 章 発明者への対価の配分

(対価の配分)

第 19 条 教職員等は、その職務発明等に係る国内または外国における知的財産権を学園が承継した場合において、当該知的財産権の運用または処分により学園が対価を得たときは、毎年度 1 回、次の算式により算出された額（以下「必要経費控除後対価額」という。）の 2 分の 1 の額の配分を受ける権利を有する。

算式

$$A - B - C$$

算式の符号

A 知的財産権の運用又は処分により学園が得た対価の金額

B 知的財産権に係る出願、維持管理及び技術移転等に要した金額

C 知的財産権に係る管理費として A から B を差し引いた額に 0.15 を乗じた金額

2 必要経費控除後対価額の残余の金額は、学園に配分するものとする。

#### 第 7 章 発明者への特別措置

(発明者への特別措置)

第 20 条 学園は、発明者が退職又は兼業等により、自らの職務発明等に係る権利を活用することにより学術研究の成果普及を推進しようとする場合には、発明者への権利譲渡等について特別な措置を講じることができる。

#### 第 8 章 雑則

(守秘義務)

第 21 条 学園と発明者は、当該発明等の内容等の事項について、出願するまでの期間は、秘密を守らなければならない。ただし、学園と発明者が合意の上公表する場合及び学園と発明者の責によらずして公知となった場合は除く。

2 前項の規定は、教職員等が学園を退職、卒業、修了又は退学（以下「退職等」という。）した後も適用する。

(退職等後の取扱い)

第 22 条 教職員等が退職等した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。

(事務局)

第 23 条 本規程に定める事務は、総務部及び研究推進室が所管する。

(改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、常任理事会で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 1 月 11 日から施行する。
- 2 第 14 条第 1 項第 2 号に定める委員において、平成 23 年度に選出される委員の任期は、第 14 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 27 年 3 月 19 日改正)

この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 25 日改正)

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 1 (発明等届出書)

[別紙参照]

別記様式 2 (外国出願に関する届出)

[別紙参照]

別記様式 3 (権利譲渡書)

[別紙参照]

別紙 1 (発明の経過及び内容説明)

[別紙参照]

別紙 2 (発明評価書)

[別紙参照]